

警察術科技能検定規程

(最終改正：令和3年3月18日 和歌山県警察本部訓令第10号)

(概要)

逮捕術、けん銃操法及び救急法は、警察官の職務を適正に遂行するために必要な技能であり、これらの技能に関する成果を確認することは、これらの普及徹底を図るために必要なことである。

本規程は、警察術科技能検定に関する訓令（昭和29年警察庁訓令第10号）に定めるもののほか、検定の手続き等についてこの規程で定めたものである。